

経営事項審査の審査基準の改正について

I 制度の概要

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、原則として、その経営に関する客観的事項について、許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査（＝経営事項審査）を受けなければならないこととされている（建設業法第27条の23第1項）。また、経営事項審査の項目及び基準については、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている（同法第27条の23第3項）。

経営事項審査は、各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、許可行政庁が全国共通の客観的な基準で一元的に評価するものであり、ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与するとともに、審査の重複排除により受発注者双方の利便に貢献するものである。

II 主な改正経緯

（1）平成11年改正

大手ゼネコンの経営破綻が相次ぐ中で、建設業者の経営実態をよりの確に反映するよう、経営状況分析について以下の改正を実施。

＜経営状況分析の指標の見直し＞

- ・収益性分析の的確化（営業利益、キャッシュフローの概念の導入）
- ・負債の状況の的確な把握（有利子負債に着目した指標の導入）
- ・資産の健全性の把握（不良資産を反映する指標の導入） 等

（2）平成18年改正

＜防災に貢献する建設業者への加点＞

- ・建設業者の社会貢献活動を評価すべく、自治体と災害時における

- 防災活動について定めた防災協定を締結している企業を加点評価
- <完成工事高評点テーブルの見直し>
- ・建設投資の減少により完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点（700点）を下回っていたことに対応し、評点テーブルを見直し

（3）平成20年改正

- <完成工事高偏重の見直し>
- ・完成工事高のウエイトを35%から25%に引下げ
- <ペーパーカンパニーの過大評価の排除>
- ・固定資産をマイナス評価する指標の削減、指標の性格に応じた上
 - ・下限値の設定、絶対額指標の導入等
- <技術力の的確な評価>
- ・技術力のウエイトを20%から25%に引上げ等
- <虚偽申請防止>
- ・会計監査人の設置など経理の信頼性向上の取組みを評価
- <社会的責任の果たし方によって差のつく評価>
- ・営業年数、防災協定の締結等について加点幅を拡大
 - ・法令遵守状況を評価対象に追加

Ⅲ 審査基準見直しの背景と視点

平成20年の改正では、建設市場の量的拡大が望めない中、完工高重視から企業実態を的確に反映した経営状況と技術力の評価を重視する評価体系へと大幅な見直しを行い、ペーパーカンパニーの過大評価の排除や虚偽申請防止対策にも一定の進捗があったところである。

しかしながら、入札契約制度については不断の改革を行うことが重要であり、経営事項審査についても、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に、企業実態をより公正に評価できるよう、更なる改善措置を講じることが必要である。

このため、虚偽申請防止対策の強化等の運用面の改善を図るとともに、審査基準についても評価の適正化や多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を検討する。

IV 検討が必要と考えられる主な事項

検討が必要な事項としては、例えば以下のものが考えられる。

(1) 評価対象とする技術者の見直し

①現状

現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としているため、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象の技術者として認定している。

②問題意識

評点を上げるためだけの技術者の名義借り等が行われ易くなっている可能性があるため、評価対象とする技術者を一定期間以上の恒常的雇用関係のある者に限定することを検討する必要があるのではないか。

また、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者（1年毎に契約を更新するのが一般的）が技術者として認められないので、同制度の対象者は評価対象とする技術者に含めることについて検討する必要があるか。

【参考】

* 「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日国総建第315号）では3ヶ月以上を求めている。

(2) 再生企業の取扱い

①現状

現在でも再生企業の経審結果は必ずしも高得点とはならないが、債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業がマイナス評価なしに再び公共事業に参入することに批判が多い。

②問題意識

再生企業については、経審の評価上も何らかの減点措置を講じることが検討する必要があるのではないか。その際、経営状況（Y点）は財務内容を正確に反映したものであるべきなので、例えば地域貢献等を評価する社会性等（W点）のうち「営業年数」を減じて評価してはどうか。また、再生企業としてはどのようなものを対象とするのがよいか（法的整理のみとするのか否かなど）。

【参考】

*営業年数35年以上で満点の60点（P点換算で90点）

(3) 建設投資の減少傾向への対応

①現状

今後、建設投資の減少傾向が継続した場合、経審の総合評定値P点に占める完工高（X1点）の評価ウエイトが実質的に低下していくことが考えられる。

②問題意識

バランスの取れた評価を確保するために、完工高の評点テーブルの上方修正を検討することが必要ではないか。

(4) 社会性等（W点）の取扱い

①現状

W点については、平成20年改正で営業年数や防災協定の締結等に対する加点幅を拡大し、社会的責任を適切に果たしている企業を高く評価することとしたが、審査項目の更なる充実に対する

多様な要望がある。

②問題意識

審査項目の有用性、客観性等を踏まえながら審査項目追加の検討が必要ではないか。例えば以下のような要望があるが、追加を検討する審査項目としてはどのようなものがあるか。

- ・ 除雪作業の契約締結（営業として行われている実態をどう考えるか）
- ・ 建設機械の保有状況（保有からリースへ移行している現実をどう考えるか） 等

なお、新たに審査項目を追加した場合、総合評定値P点全体で見たときのW点のウェイトバランスが過度に増大しないようにする等の考慮が必要である。

さらに、経審のランク分けの基礎資料としての役割を考慮すれば、特に多様な要望・ニーズがあるW点についてはより弾力的な利用を可能とすることを検討してはどうか。例えば、従来の一律の点数評価から、結果通知書に記載されている事実関係に基づき、各審査項目の配点を各発注者が弾力的に定めることを認めることはどうか。